

令和3年度沖縄県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日
沖縄県公表

はじめに

- (1) 県内では令和2年1月に家畜伝染病である豚熱が発生し、10農場において防疫措置が実施され、12,381頭の豚が殺処分された。
豚熱の発生により、本県畜産業に大きな被害をもたらしたが、イベントの中止等、畜産業のみならず他産業にも大きな影響をもたらした。
- (2) 県内における豚熱発生時の疫学調査等により、家畜の所有者における飼養衛生管理基準への理解が不足し、同基準の遵守が不十分な事例が一部であったことが指摘された。
- (3) これらのことは、養豚に限るものではなく、また、県内で常在化している家畜の伝染性疾病による生産性の阻害という課題の観点からも、本県畜産業全体の共通課題である。
- (4) これらのことから、県内の生産現場においては、飼養衛生管理基準が家畜の飼養に係る衛生管理に関し基本として守るべき基準であるとの認識のもと、飼養衛生管理基準への理解、同基準の遵守に関する指導等の徹底を図り、家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期す必要がある。
- (5) 他方で、本県が担う家畜衛生上の事務は拡大しており、限られた人員の中、効率的かつ計画的に飼養衛生管理に係る指導等を実施していく必要がある。
- (6) 以上のことから、令和2年4月、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）が改正され、本県は国の定める飼養衛生管理指導等指針に即して、地域の実情に応じて、飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を計画として定める。
- (7) 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (8) 法第12条の3に規定する、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準である飼養衛生管理基準や、法第3条の2に規定する、悪性の家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に必要な具体的な措置を総合的に実施するための指針である特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）と併せ、本計画を適切に運用していくことにより、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を徹底していくことが重要である。
- (9) 本計画は、飼養衛生管理基準の遵守の指導等を中心とはするものの、同基準の範囲に限定されるものではなく、衛生管理全般の指導等を実施する上での基本的な方向及び重要事項、実施体制等の方針を示すものである。
- (10) なお、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 沖縄県の畜産業の現状

(1) 本県では島嶼県であり、本島地域のみならず、離島地域においても畜産業は盛んである。

家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は本島地域に2箇所（北部、中央家保）、離島地域に2箇所（宮古、八重山家保）が設置されており、それぞれ衛生指導業務等を実施している。

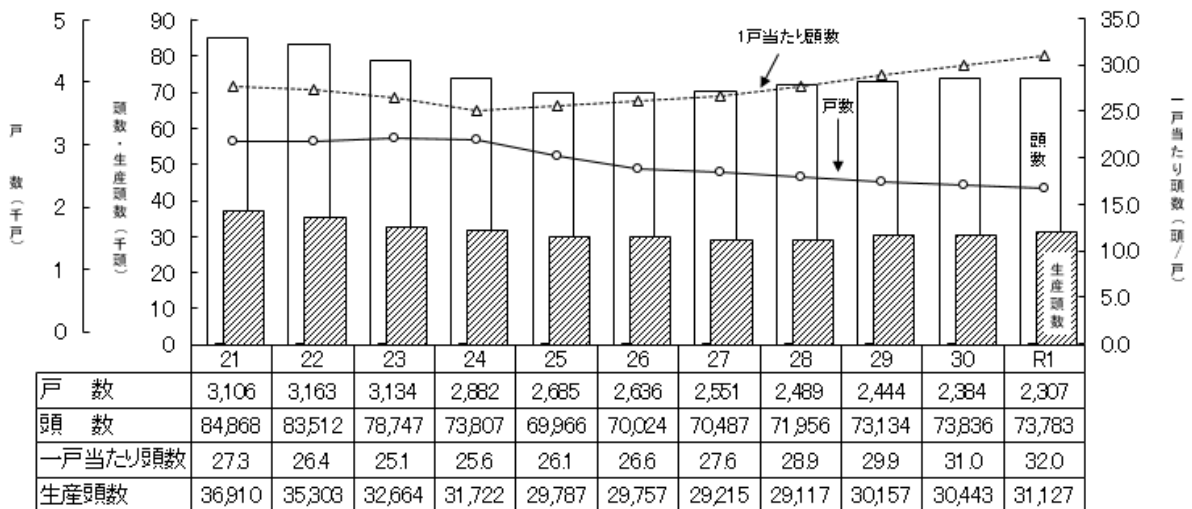
なお、管轄地域については、本島北部地域は北部家保、本島中南部地区は中央家保、宮古地区は宮古家保、八重山地区は八重山家保である。

(2) 県内における家畜の家畜飼養状況（飼養頭羽数、飼養戸数、一戸あたりの飼養頭数）及び推移については次のとおり。

【肉用牛】

- ・肉用牛は、宮古・八重山地区で本県全体の約59%が飼養されている。
- ・農家戸数は毎年減少傾向にあり、特に1戸あたりの平均飼養頭数の少ない宮古地区で顕著である。

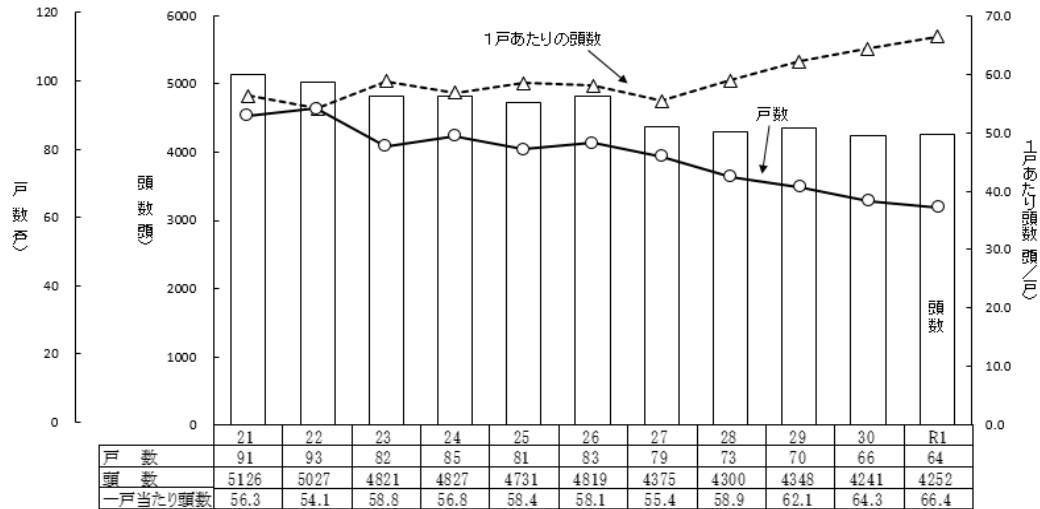
R1年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	14,564 頭	6,527 頭	9,043 頭	13,884 頭	29,765 頭	73,783 頭
飼養戸数	302 戸	274 戸	301 戸	765 戸	665 戸	2,307 戸
飼養頭数/戸	48 頭/戸	24 頭/戸	30 頭/戸	18 頭/戸	45 頭/戸	32 頭/戸



【乳用牛】

- ・乳用牛は、南部地区で本県全体の約70%が飼養されている。
- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養頭数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

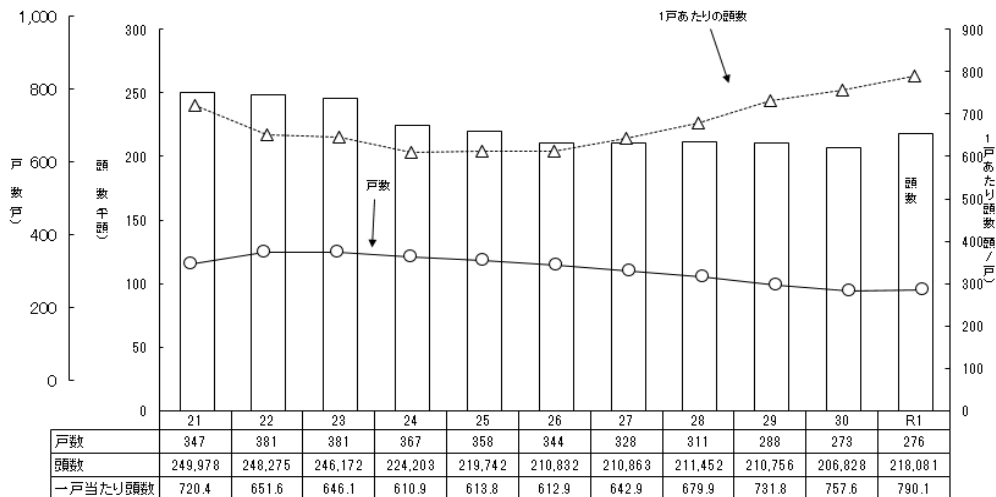
R1年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	633 頭	429 頭	2,969 頭	0 頭	221 頭	4,252 頭
飼養戸数	7 戸	5 戸	46 戸	0 戸	6 戸	2,307 戸
飼養頭数/戸	90 頭/戸	86 頭/戸	64 頭/戸	0 頭/戸	37 頭/戸	66 頭/戸



【養豚】

- ・豚は、本島地区で本県全体の約98%が飼養されている。
- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養頭数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

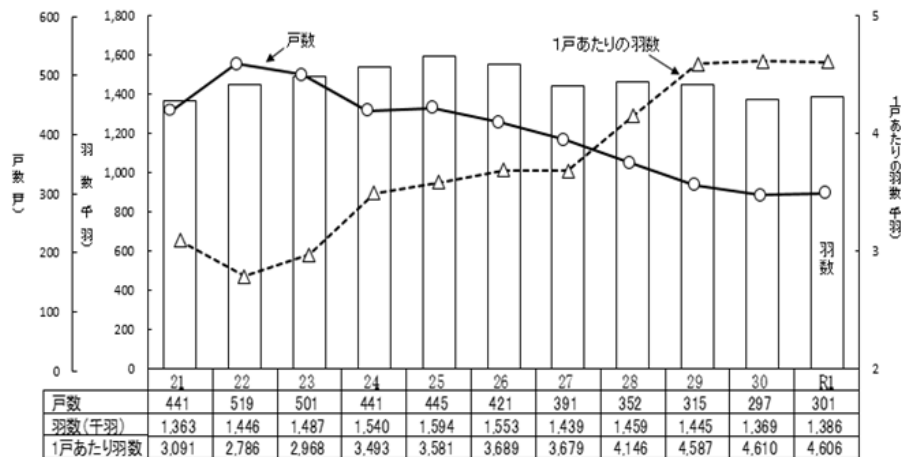
R1年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	97,773 頭	31,425 頭	84,426 頭	686 頭	3,771 頭	218,081 頭
飼養戸数	112 戸	65 戸	72 戸	13 戸	14 戸	276 戸
飼養頭数/戸	873 頭/戸	483 頭/戸	1,172 頭/戸	52 頭/戸	269 頭/戸	790 頭/戸



【採卵鶏】

- ・採卵鶏は、本島北部及び南部地区で本県全体の約50%が飼養されている。
- ・南部地域の平均飼養羽数は18,720羽/戸であり、大規模生産者が集中している。
- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養羽数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

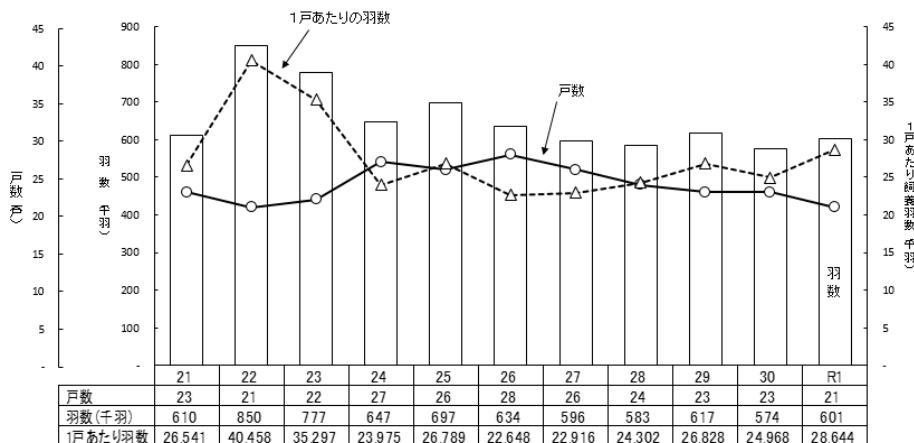
R1年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	541,013羽	159,183羽	617,773羽	34,928羽	33,650羽	1,386,547羽
飼養戸数	128戸	92戸	33戸	12戸	36戸	301戸
飼養羽数/戸	4,226羽/戸	1,730羽/戸	18,720羽/戸	2,910羽/戸	934羽/戸	4,606羽/戸



【ブロイラー】

- ・ブロイラーは、本島北部地区で約99%が飼養されている。
- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養羽数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

R1年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	594,797羽	0羽	4,725羽	0羽	2,000羽	601,522羽
飼養戸数	15戸	0戸	4戸	0戸	2戸	21戸
飼養頭数/戸	4,233羽/戸	0羽/戸	1,181羽/戸	0羽/戸	1,000羽/戸	3,676羽/戸



(3) 県内における飼養衛生管理基準の遵守状況 (平成30年)

① 牛	対象農場数																					
	乳用	全体	58	うち大規模																		
	肉用	全体	555	うち大規模																		
		1 最新情報の把握	2① 衛生管理区域の設定	2② 衛生管理区域の境界の明確化	3① 必要のない者の立入りの制限	3② 車両の消毒	3③ 手指等の消毒等	3④ 他の畜産施設立入者の立入制限	3⑤ 渡航歴の確認(過去1週間)	3⑥ 物品の消毒等	3⑦ 衣服等の海外での使用歴確認	4① 畜舎等への野生動物の侵入防止										
遵守農場数(乳用牛)	53	(91.4%)	55	(94.8%)	49	(84.5%)	19	(32.8%)	5	(8.6%)	14	(24.1%)	14	(24.1%)	50	(86.2%)	49	(84.5%)	49	(84.5%)	50	(86.2%)
遵守農場数(肉用牛)	503	(90.6%)	519	(93.5%)	464	(83.6%)	448	(80.7%)	142	(25.6%)	411	(74.1%)	436	(78.6%)	456	(82.2%)	473	(85.2%)	451	(81.3%)	491	(88.5%)
		4② 飲用に適した水の給与	4③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5① 定期的な消毒等	5② 使用物品の1回ごとの交換等	5③ 空房の清掃等	5④ 適切な密度での飼養	6① 通報体制の確保	6② 出荷・移動の制限	6③ 糞尿時の獣医師の受診	6④ 健康観察	6⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認										
遵守農場数(乳用牛)	52	(89.7%)	50	(86.2%)	49	(84.5%)	52	(89.7%)	50	(86.2%)	54	(93.1%)	57	(98.3%)	52	(89.7%)	53	(91.4%)	57	(98.3%)	52	(89.7%)
遵守農場数(肉用牛)	523	(94.2%)	480	(86.5%)	499	(89.9%)	509	(91.7%)	498	(89.7%)	523	(94.2%)	516	(93.0%)	508	(91.5%)	531	(95.7%)	547	(98.6%)	476	(85.8%)
		6⑥ 導入家畜の隔離の実施	6⑦ 移動前の健康状態の確認	6⑧ 死体又は排せつ物の移動時の退出防止	7① 埋却地の確保	8① 立入者に関する記録の作成・保管	8② 従業員等の海外渡航記録の作成・保管	8③ 導入等に関する記録の作成・保管	8④ 糞尿に関する記録の作成・保管	9① 獣医師の定期指導	9② 従業員による通報体制の確保											
遵守農場数(乳用牛)	52	(89.7%)	53	(91.4%)	52	(89.7%)	14	(24.1%)	2	(3.4%)	6	(13.8%)	11	(19.0%)	11	(19.0%)	-	-	-	-	-	-
遵守農場数(肉用牛)	461	(83.1%)	522	(94.1%)	491	(88.5%)	469	(84.5%)	102	(18.4%)	374	(67.4%)	435	(78.4%)	418	(75.3%)	5	(7.1%)	7	(100.0%)		

乳用牛及び肉用牛飼養農場において、「3. ①必要のない者の立入制限」「3. ②車両の消毒」「3. ③手指等の消毒」「3. ④他の畜産施設立入者の立入制限」の遵守率が特に低く、外部からの病原体侵入リスクへの対応が不十分と考えられることから、生産者団体等と連携し、指導する必要がある。

肉用牛飼養農場においては、自己所有の草地を埋却地として確保している農場が多いが、15.5%の農場において埋却地が未確保である。

また、乳用牛飼養農場においては、自己所有の草地が少なく埋却地の確保が大きな課題となっている。

埋却地の確保については、特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であることから、公用地利用も含め、市町村等と連携し埋却地の確保に向けて取り組む必要がある。

② 豚	対象農場数																					
	全体	165	うち大規模	15																		
		1 最新情報の把握	2① 衛生管理区域の設定	2② 衛生管理区域の境界の明確化	3① 必要のない者の立入りの制限	3② 車両の消毒	3③ 手指等の消毒等	3④ 管理区域専用の衣服・靴の着用	3⑤ 他の畜産施設立入者の立入制限	3⑥ 渡航歴の確認(過去1週間)	3⑦ 物品の消毒等	3⑧ 衣服等の海外での使用歴確認										
遵守農場数	142	(86.1%)	146	(88.5%)	157	(95.2%)	131	(79.4%)	90	(54.5%)	152	(92.1%)	152	(92.1%)	138	(83.6%)	120	(72.7%)	131	(79.4%)	113	(68.5%)
		3⑨ 適切に処理された食品循環資源の利用	4① 畜舎等への野生動物の侵入防止	4② 飲用に適した水の給与	4③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5① 定期的な消毒等	5② 使用物品の1回ごとの交換等	5③ 空房の清掃等	5④ 適切な密度での飼養	6① 通報体制の確保	6② 出荷・移動の制限	6③ 糞尿時の獣医師の受診										
遵守農場数	107	(64.8%)	108	(65.5%)	165	(100.0%)	101	(61.2%)	157	(95.2%)	113	(68.5%)	165	(100.0%)	162	(98.2%)	154	(93.3%)	152	(92.1%)	134	(81.2%)
		6④ 健康観察	6⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認	6⑥ 導入家畜の隔離の実施	6⑦ 移動前の健康状態の確認	6⑧ 死体又は排せつ物の移動時の退出防止	7① 埋却地の確保	8① 立入者に関する記録の作成・保管	8② 従業員等の海外渡航記録の作成・保管	8③ 導入等に関する記録の作成・保管	8④ 糞尿に関する記録の作成・保管	9① 獣医師の定期指導										
遵守農場数	165	(100.0%)	155	(93.9%)	128	(77.6%)	163	(98.8%)	106	(64.2%)	118	(71.5%)	58	(35.2%)	56	(33.9%)	85	(51.5%)	69	(41.8%)	14	(9.3%)
		9② 従業員による通報体制の確保																				
遵守農場数	15	(100.0%)																				

豚飼養農場において、「3. ①必要のない者の立入制限」「3. ②車両の消毒」「3. ⑨適切に処理された食品循環資源の利用」「4. ①畜舎等への野生動物の侵入防止他の畜産施設」の遵守率が特に低く、外部からの病原体侵入リスクへの対応が不十分と考えられることから、生産者団体等と連携し、指導する必要がある。

特に「3. ⑨適切に処理された食品循環資源の利用」については、加熱等の対策が不十分な飼料の給餌によって、県内における豚熱の発生を招いた可能性が指摘されており、豚熱発生後より、重点的に指導してきたが、今後も継続して指導する必要がある。

また、28.5%の農場において埋却地が未確保であり、埋却地の確保が大きな課題となっている。

埋却地の確保については、特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であることから、公用地利用も含め、市町村等と連携し埋却地の確保に向けて取り組む必要がある。

3) 欄	対象農場数														
	採卵	肉用	70	うち大規模											
	全体	全体	15	うち大規模											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	最新情報の把握	衛生管理区域の設定	衛生管理区域の境界の明確化	必要のない等の立入りの制限	車両の消毒	手指等の消毒等	管理区域専用の衣服・靴の着用	畜物の畜産施設立入者の立入制限	消毒記録の確保(過去1週間)	物の消毒等	消毒等の場外での使用確保				
遵守農場数(採卵)	69 (98.6%)	61 (87.1%)	60 (85.7%)	59 (84.3%)	41 (58.6%)	52 (74.3%)	45 (64.3%)	50 (71.4%)	53 (75.7%)	54 (77.1%)	49 (70.0%)				
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	13 (86.7%)	9 (60.0%)	15 (100.0%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)				
	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	家きん舎等への野生動物の侵入防止	定期用に関する水の給水	防鳥ネット等の定期的整備	家きん舎の修繕	死体処理等場外への野性動物の侵入防止	定期的な消毒等	消毒の記録	適切な消毒での消毒	消毒記録の確保	消毒・移動の記録	消毒記録の更新				
遵守農場数(採卵)	63 (90.0%)	53 (75.7%)	64 (91.4%)	65 (92.9%)	61 (87.1%)	59 (84.3%)	59 (84.3%)	68 (97.1%)	62 (88.6%)	60 (85.7%)	58 (82.9%)				
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)				
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	消毒記録簿	消毒済元の検疫発生状況等の確認	消毒済家きん舎の消毒	移動動物の健康状態の確認	死体処理又は捨つ物の移動時の搬出防止	埋却地の確保	立入者に関する記録の作成・保管	消毒済員の海外渡航記録の作成・保管	消毒済入等に関する記録の作成・保管	消毒済入等に関する記録の作成・保管	消毒済入等に関する記録の作成・保管				
遵守農場数(採卵)	64 (91.4%)	60 (85.7%)	65 (92.9%)	66 (94.3%)	66 (94.3%)	64 (91.4%)	62 (88.6%)	62 (88.6%)	64 (91.4%)	64 (91.4%)	62 (88.6%)				
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	10 (66.7%)	10 (66.7%)	12 (80.0%)	9 (60.0%)					
	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	消毒済員による消毒記録の確保														
遵守農場数(採卵)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遵守農場数(肉用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

採卵鶏飼養農場は肉用鶏飼養農場と比較し、各項目の不遵守が認められる。

また、平成30年の遵守状況では採卵鶏及び肉用鶏飼養農場ともに、「3. ②車両の消毒」「3. ③手指等の消毒」「3. ④管理区域専用の衣服・靴の着用」等の遵守率が低いが、令和2年度に遵守指導強化実施により改善されている状況である。

これら項目と併せ、「4. ①家きん舎等への野生動物への野生動物の侵入防止」や「4. ③防鳥ネット等の定期的」等、外部からの病原体侵入リスクへの対応は遵守の徹底が必要と考えられることから、生産者団体等と連携し、今後も継続して指導する必要がある。

採卵鶏飼養農場の23%、肉用鶏飼養農場の27%の農場において埋却地が未確保である。

埋却地の確保については、特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置の重要課題であることから、公用地利用も含め、市町村等と連携し埋却地の確保に向けて取り組む必要がある。

(4) 近年、県内畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる状況であるが、小規模経営も多数存在している。

特に、家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、疾病発生予防の概念の不足、限られた労働力等から飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される。

飼養衛生管理の実施については、特に小規模経営においては、経営体ごとの経営力、リスクなどに応じた対応が必要であることから、家畜防疫員は小規模経営農家が継続して実施可能な対策を講ずることが出来るよう指導する必要がある。

(5) 大規模経営において、飼養規模拡大等に伴い、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人を従業員として雇用または技能実習生として受入を行い、飼養衛生管理を行う事例がある。

これらの事例については今後も増加すると想定され、外国人技能実習生等を管轄する部署等の情報共有及び受入団体等と連携し、講習会等の実施等により外国人従業員等への飼養衛生管理基準遵守の理解醸成を含めた指導体制が必要である。

- (6) また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者、その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。

県では、これまで関連事業者に対し、講習会等の実施により飼養衛生管理基準遵守について理解醸成を図ってきたが、今後も継続して実施する必要がある。

- (7) これらの認識を全ての関係者が共有し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

本県では令和2年1月に33年ぶりに豚熱の発生が確認され、10農場で殺処分等の防疫措置が実施された。

今回の豚熱発生では、加熱等の対策が不十分な食品循環資源の給餌により発生を招いた可能性があるとして指摘され、食品循環資源の適切な加熱等についてこれまで以上に重点的に指導してきた。

また、牛伝染性リンパ腫についても、近年増加傾向がみられ、肉用牛飼養農家の経営に打撃を与えており、吸血昆虫による機械的伝播防止対策や感染牛の分離飼育などの家畜飼養農場における感染防止対策の徹底が必要である。

さらに、平成25年に発生した豚流行性下痢（以下、「PED」という。）については、消毒の徹底やワクチンの使用によりまん延を防止した。

いずれの疾病においても、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内への侵入防止及び農場内でのまん延防止を図ることが重要である。

また、新型コロナウイルス感染拡大終息後にはインバウンドの増加が見込まれ海外からの家畜伝染病侵入が懸念される。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none">・ ヨーネ病（令和3年発生）・ 牛伝染性リンパ腫（継続的に発生）	<ul style="list-style-type: none">・ ヨーネ病については、本病は、発症まで数ヵ月から数年間、明確な症状を示さないという不顕性感染を特徴とすることから早期摘発が課題となる。また、本病には、治療法やワクチンがないことから、子牛の初乳管理や親子分離飼育、導入時の陰性確認や、ヨーネ病対策要領で自主淘汰の対象としている患畜と疫学的に関連が高い牛等の早期更新等を徹底することに加え、日々、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延対策について指導する必要がある。・ 牛伝染性リンパ腫には、治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染することから、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、初乳の加温や凍結処理、初乳給与後の早期母子分離、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設

	<ul style="list-style-type: none"> ・アルボウイルス感染症 	<p>置や感染牛の分離飼養等、家畜の飼養農場における感染防止の対策を徹底することに加え、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。</p> <p>しかし、小規模農場においては、分離飼育が困難な農場等もあり、農場の状況に応じた対策を検討するとともに、農家による対策の継続実施が課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルボウイルス感染症については、本県では年間を通してカやヌカカなどの媒介昆虫がみられることからハイリスクな地域である。特に牛流行熱については5～10年間隔で地域的な流行がみられ、最近では令和元年に与那国地域において流行が確認されている。 ほとんどの牛舎が開放型であり防虫ネットの設置は困難であり、吸血昆虫対策として忌避剤の使用やワクチン接種の継続性が課題となる。
山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・寄生虫症（捻転胃虫、乳頭糞線虫） ・コクシジウム症 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄生虫症等については、定期的に投薬がなされていない等の事例が見受けられる。 また、農家戸数も多く、全戸立入等の指導は困難な状況であり、講習会等の実施により飼養衛生管理基準の遵守等について醸成を図る必要がある。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱（令和2年発生） ・PED（平成28年発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県での豚熱発生では、加熱等の対策が不十分な食品残渣の給餌により発生を招いた可能性がある」と指摘されている。 本県では他県と比較し、食品残渣を飼料として給餌している農家が多い。 そのため、適正な加熱処理や農場内における動線等、飼養衛生管理基準の遵守徹底について継続的に指導する必要がある。 ・消毒の徹底やワクチンによる侵入防止及び発生予防対策を継続して実施するとともに、飼養衛生管理基準遵守の徹底について継続的に指導する必要がある。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ（発生なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザについては、県内での発生事例はないが、野性動物侵入防止対策等、

		<p>農場における飼養衛生管理基準遵守の徹底が重要課題となることから、継続的に指導する必要がある。</p>
--	--	---

(3) 各主体における課題

《A》家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

①県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。

②衛生管理区域に出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、家畜の伝染性疾病の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係が把握され難く、これらの関係者にも家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠となっているが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言えない。

このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う各主体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが必要となる。

《B》家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え

①県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。

特に、家畜の所有者等に対し、言語によるコミュニケーションに配慮を要し、外国からの食品等の輸入が多い外国人を含む従業員への畜産物の輸入規制の遵守及び早期通報体制の確実な整備を徹底させることが重要である。

また、県は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行うことにより、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を実施できる体制を整備する必要がある。

②市町村及び生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備することが重要である。

③獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努めることが必要である。

④家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践する。

【必ず実施すべき事項】

- ① 家畜の伝染性疾病预防の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずる。
- ② 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させる。
- ③ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ④ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、車内における交差汚染防止対策を確実に実施させる。
- ⑤ 畜舎等に入出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ⑥ 衛生管理区域内において、資材、機材等の整理整頓及び不要物の処分を行う。

【実施が推奨される事項】

- ⑦ メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。
- ⑧ 家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まった場合に備え、家畜の飼養農場で実施すべき対応を想定し、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う全従業員で平常時から訓練しておく。

《C》生産性向上を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等は、国、都道府県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致命的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及すること

が重要である。

《D》動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

①抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。県は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底することが必要である。

②獣医師及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。特に、抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要である。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、県は、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底することが重要である。

《E》野生動物への対策強化

①県、市町村及び関係団体は、地域の関係者と協力し、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進することが重要である。

②家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずることが重要である。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、特に飼養衛生管理に係る指導等を実施することとなる県では、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、次のとおり効率的かつ計画的に指導等を実施していく。

《A》家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

①県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する。

②家畜の所有者等に対して指導を行う各主体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組む。

《B》家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え

①県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する。

②市町村及び生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備する。

③獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努める。

④家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、「Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題」の(3)各主体における課題の《B》家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備えの③に示す取組を実践する。

《C》生産性向上を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等は、国、都道府県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及する。

《D》動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

①県は、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。

②獣医師及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用する。

獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、県は、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底する。

《E》野生動物への対策強化

①県、市町村及び関係団体は、地域の関係者と協力し、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進する。

②家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずる。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 県は、法第12条の3の4に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。

また、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。

また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

- (2) 県は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、県は、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。
- (3) 県は、(2)の確認を立入りについて、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。ただし、本計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行うこととする。
- (4) 県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等による情報収集を行おうとする場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施する。
- なお、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、(3)の情報収集の際、自己点検の方法等について、国又は都道府県が作成するパンフレット等の必要な案内、進言等を行う。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

県は全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成し公表する。（参考1）

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の所有者の責務の徹底 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域の出入り口における車両の消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 	(地域) 県内全域 (時期) R3 年度～R5 年度	立入時に指導 講習会等の実施 パンフレット等の配布
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の所有者の責務の徹底 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 飼養衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 処理済み飼料の利用 ・ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 	(地域) 県内全域 (時期) R3 年度～R5 年度	立入時に指導 講習会等の実施 パンフレット等の配布
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家きんの所有者の責務の徹底 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・ 野性動物の侵入防止のためのネ 	(地域) 県内全域 (時期) R3 年度～R5 年度	立入時に指導 講習会等の実施 パンフレット等の配布

	ット等の設置、点検及び修繕 ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報		
--	--	--	--

2 各年度の優先事項等

県は、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及びその地域並びにそれぞれについて重点的に指導を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め公表する。（参考2）

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

- (1) 県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- (2) 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。
 なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。
- (4) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
- (5) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- (2) このため、県及び市町村は、相互に連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- (3) また、県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師会、共済組合、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、
 - ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

- (1) 法第53条第4項において、都道府県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。
- (2) このため、都道府県は、平常時から、民間獣医師（小動物診療従事者を含む。）の家畜防疫員への任命、修学資金の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師や獣医師以外の都道府県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。
- (3) 県は、関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、これらの研修会等を積極的に開催するよう努める。

なお、研修等の内容については、農業経営支援部局、環境部局等と連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。

このため、県は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、（2）から（4）までにより選任指導を行う。

- (2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

（※）家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能。

- (3) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。

(4) 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないように、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。

また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。

なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内（特に当該都道府県）における家畜の伝染性疾病の発生状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 当該都道府県の指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 都道府県は、必要に応じて、第三章のⅡの(3)の連絡先に対し、以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都道府県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) また、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- (1) 県は、法第12条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュール（参考3）を添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。
- (2) 県は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7月31日までに国へ報告する。
- (3) 県は、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、(2)の様式により、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携する。
- (2) このため、県は九州各県とブロック協議会を組織し、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、他のブロック協議会とも情報共有等を図り、相互に連携する。
 - ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見、優良事例（市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及び家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供、防疫演習、家畜の伝染性疾患の発生状況調査等の共同実施、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、県境域の消毒ポイントの設置及びその運営、家畜集合施設の開催及び運用に関する方針等連携強化に関する協議等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、人員及び資材の融通、県境域の消毒ポイントの共同運営、周辺の家畜の飼養農場における疾病発生の状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況の調査等に係る相互連携、家畜等の移動又は移出の制限、家畜集合施設の開催及び運用、ワクチン接種時の生体等の広域移動等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有
- (3) また、県は、(2)のほか、本県における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、第四章のIの(3)により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。
 - ① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有
- (4) その他、特に生産性を阻害する家畜の伝染性疾患の対策等の家畜衛生上の課題が共通する広域の地方公共団体間においては、平常時における優良事例（家畜の所有者等に対する

効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。) 、地域ごとの発生状況、家畜の伝染性
 疾病の清浄化に向けた計画及び対応方針等の情報共有、各地方公共団体の家畜衛生担当者
 向け研修会及び説明会等の共同実施や、人員、資材等の融通等まん延防止対策に関する連
 携、家畜所有者に対する支援策に関する情報共有等を図るためにも、協議会等を組織する
 ことが重要である。

協議会等の種 類	構成	設置時期	事務局	協議内容
九州・沖縄・ 山口家畜防疫 連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県畜産課 ・ 福岡県畜産課 ・ 佐賀県畜産課 ・ 長崎県畜産課 ・ 大分県畜産振興課 ・ 熊本県畜産課 ・ 宮崎県家畜防疫対策課 ・ 鹿児島県畜産課 ・ 沖縄県畜産課 	夏頃	各県持ち 回り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各県の家畜衛生状況について
家畜衛生連絡 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県畜産課 ・ 各家保 ・ 県家畜衛生試験場 	5月、12月	県畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区における家畜伝染性疾病発生状況 ・ 国内外における特定家畜伝染病発生状況 ・ 防疫衛生関連事業に関すること
沖縄県オーエ スキー病防疫 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県畜産課 ・ 県家畜衛生試験場 ・ 家保 ・ 家畜改良センター ・ 県内畜産（養豚）関係 団体 ・ 県獣医師会 	年1回	県畜産課	オーエスキー病防疫対策等に関する協議
県外導入豚連 絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県家畜衛生試験場 ・ 県畜産課 ・ 管轄家保 ・ 生産者 	随時	県家畜衛 生試験場	県外導入豚等に関する協議
北部地域畜産 関係事業推進 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部家保 ・ 管内市町村 ・ 農業改良普及課 ・ NOSAI、JA 等 	5～6月	北部家保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産振興対策に関すること ・ 家畜衛生対策に関すること 等
北部地域特定 家畜伝染病危 機管理対策会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部家保 ・ 北部振興センター各課 ・ 管内市町村 	12～1月	北部家保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定家畜伝染病の発生状況に関すること ・ 飼養衛生管理基準に関すること ・ 防疫対策に関すること 等

中南部地域特定家畜伝染病危機管理対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・中央家保 ・中南部地区県出先機関 ・中南部地区市町村 	5月～11月	中央家保	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家畜伝染病発生状況の周知 ・特定家畜伝染病防疫対策の確認・協議 ・特定家畜伝染病防疫体制の確認・協議 ・飼養衛生管理基準の周知
中南部地域畜産推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中央家保 ・管内市町村 ・普及センター尾 ・保健所 ・JA おきなわ ・畜産振興公社 ・県酪農組合 	5月～7月	中央家保	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家畜伝染病等発生状況の周知 ・特定家畜伝染病の防疫対策や体制の確認・協議 ・家畜防疫衛生関連事業推進・協議 ・飼養衛生管理基準の周知
宮古畜産技術員会	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県家畜改良協会 ・宮古家畜保健衛生所 ・宮古農林水産振興センター農業改良普及課 ・宮古島市畜産課 ・多良間村役場産業経済課 ・沖縄県農業共済組合宮古支所 ・沖縄県農業共済組合宮古支所家畜診療所 ・沖縄県農業協同組合宮古地区畜産振興センター ・沖縄県農業協同組合多良間支所 ・沖縄県家畜改良協会宮古出張所 	通年	沖縄県農業共済組合宮古支所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養衛生管理基準の周知に関する事 ・家畜伝染病発生状況に関する事 ・特定家畜伝染病発生時における動員調整に関する事 ・共進会開催等における家畜市場消毒に関する事 ・牛トレサビリティに関する事 ・牛白血病対策に関する事 ・死亡牛処理等の対応に関する事 ・家畜セリ価格等の報告に関する事 ・畜産関係事業等の調整に関する事
八重山畜産技術員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・県機関 ・市町畜産関係部署 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・八重山獣医師会 ・和牛改良組合ほか 	通年	八重山家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> 各種畜産関連事業にかかる協議 ・家畜伝染病発生状況などの周知と取組 ・畜産振興関連事業の周知と取組等
ぱいぬしま養豚振興協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者 ・食品業団体ほか 	通年	生産者	<ul style="list-style-type: none"> 各種養豚関連事業にかかる協議 ・養豚経営の安定と生産力向上に関する取組 ・豚疾病の予防及びまん延に関する取組 ・豚の育種改良、導入に関する取組等

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 県は、アフリカ豚熱（以下「ASF」という）、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱に加え、ASF、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) その際、県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第二章のⅢの(2)のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、都道府県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本計画の対象とする。
- (2) その際、県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導等を行う。
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(参考1) 令和3年度 サーベイランススケジュール

	家畜 区分	対象 疾病	目的	実施方法			
				地域	期間	検査対象	方法
1	牛	ブルセラ症	清浄性維持確認	県内一円	通年	・輸入牛（ただし、繁殖用又は搾乳の用に供するものに限る。） ・繁殖用に供するもの	抗体検査
2	牛	結核	〃	〃	〃	〃	ツベルクリン検査
3	牛	ヨーネ病	感染牛摘発及び地域清浄性の評価	〃	〃	・搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼養している牛 ・前年度及び前々年度の県外導入牛 ・所轄家保所長が必要と認めた牛	ELISA法、遺伝子検査及び細菌検査
4	牛	伝達性海綿状脳症	定型牛海綿状脳症の清浄性確認及び非定型牛海綿状脳症の発生状況監視	〃	〃	牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書きに該当する場合は除く。	ELISA法、ウエスタンブロット法、免疫組織学的検査、疫学的検査及び臨床検査
5	めん羊 山羊	伝達性海綿状脳症	感染めん羊及び山羊の摘発及び発生状況確認	〃	〃	12ヶ月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家保所長が必要と認めためん羊及び山羊	ウエスタンブロット法、免疫組織学的検査、疫学的検査及び臨床検査
6	豚	オーエスキー病	感染豚群の摘発及び地域清浄性確認	〃	〃	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家保所長が必要と認めた豚及びいのしし	ラテックス凝集反応、ELISA法、中和試験及び臨床検査
7	豚	豚繁殖・呼吸障害症候群	感染豚群の摘発及び抗体保有状況把握	〃	〃	肥育・育成豚又は繁殖豚	ELISA法
8	豚	豚熱（CSF）	ワクチン非接種地域における清浄性確認及び発生予察 ワクチン接種地域における免疫付与状況確認	〃	〃	県内で飼養される豚等	ELISA法、FA
9	豚	アフリカ豚熱（ASF）	県内への侵入及び発生予察	〃	〃	県内で飼養される豚等	PCR法
10	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びひよろほろ鳥	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	〃	〃	主として所轄家保所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びひよろほろ鳥	抗体検査（ELISA法、ゲル内沈降反応）
11	鶏	家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る）	感染鶏群の摘発	〃	〃	種鶏及び種鶏候補群	急速凝集反応
12	牛	アルボウイルス感染症	流行の予察	〃	〃	主として未越冬牛	中和試験、ウイルス分離
13	牛	吸血昆虫媒介疾病	感染牛摘発及び発生予察	〃	〃	主として未越冬牛	中和試験、ゲル内沈降反応、ウイルス分離
14	牛	牛伝染性リンパ腫	感染牛摘発及び発生予察	〃	〃	主として所轄家保所長が必要と認めた牛	ELISA法
15	牛	牛ウイルス性下痢症	感染牛摘発及び発生予察	〃	〃	主として所轄家保所長が必要と認めた牛	ELISA法
16	鶏	ニューカッスル病	感染鶏群の摘発及び発生予察	〃	〃	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏	HI抗体検査
17	鶏	鶏伝染性気管支炎	感染鶏群の摘発及び発生予察	〃	〃	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏	ELISA法
18	鶏	伝染性ファブリキウス嚢病	感染鶏群の摘発及び発生予察	〃	〃	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏	ELISA法
19	蜜蜂	腐蝕病	感染蜂群の摘発及び発生予察	〃	〃	蜜蜂	細菌検査

(参考2) 令和3年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜の所有者が第一義的責任を有しており、その責任を果たすため、知識及び技術の習得並びに飼養衛生管理その他の措置を実施する必要があるため。 ・適切な飼養衛生管理を実施するため、家畜の所有者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、実行する必要がある。マニュアル作成あたり、家保は家畜の所有者に対し、周知徹底及び作成の支援を行う必要があるため。 	通年
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜の所有者が第一義的責任を有しており、その責任を果たすため、知識及び技術の習得並びに飼養衛生管理その他の措置を実施する必要があるため。 	通年

	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・処理済み飼料の利用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な飼養衛生管理を実施するため、家畜の所有者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、実行する必要がある。マニュアル作成あたり、家保は家畜の所有者に対し、周知徹底及び作成の支援を行う必要があるため。 ・動物由来食品循環資源については適切な加熱処理等を実施しなかった場合、家畜伝染性疾病の発生要因となることから、利用農家に対し、適切な加熱処理等の実施について指導する必要がある。 ・衛生管理区域や畜舎等への野性動物の侵入は、家畜伝染性疾病の発生要因となることから、ネット等の設置、点検及び修繕等の野性動物侵入防止対策について指導する必要がある。 	
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜の所有者が第一義的責任を有しており、その責任を果たすため、知識及び技術の習得並びに飼養衛生管理その他の措置を実施する必要があ 	通年

	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・野性動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 		<p>るため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な飼養衛生管理を実施するため、家畜の所有者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、実行する必要がある。マニュアル作成あたり、家保は家畜の所有者に対し、周知徹底及び作成の支援を行う必要があるため。 ・衛生管理区域や畜舎等への野性動物の侵入は、家畜伝染性疾病の発生要因となることから、ネット等の設置、点検及び修繕等の野性動物侵入防止対策について指導する必要がある。 	
--	---	--	---	--

(参考3) 年間指導スケジュール

畜種	対象農場/項目	R3年度												R4年度												R5年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛	51条検査実施農場	[陰影帯]												[陰影帯]												[陰影帯]											
	定期報告 (農場→県)	○												○												○											
豚	ワクチン接種農場	[陰影帯]												[陰影帯]												[陰影帯]											
	動物由来食品循環資源利用農場	[陰影帯]												[陰影帯]												[陰影帯]											
	定期報告 (農場→県)	○											○												○												
家きん	51条検査実施農場	[陰影帯]												[陰影帯]												[陰影帯]											
	定期報告 (農場→県)			●											●												●										
馬 山羊	51条検査実施農場	[陰影帯]												[陰影帯]												[陰影帯]											
	定期報告 (農場→県)	○											○												○												
全畜種	法に基づく指導状況報告	☆			☆			☆				☆	☆			☆				☆				☆	☆			☆				☆				☆	
	飼養衛生管理基準の遵守状況報告				☆											☆												☆									
	飼養衛生管理指導等計画																																				

計画公表

スケジュール等の
見直し・公表

スケジュール等の
見直し・公表

令和6~8年度
計画策定及び公表

(※) [陰影帯] 原則として年1回以上立入りを実施する

○ 4月15日までに提出

● 6月15日までに提出

☆ 月末までに提出